

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和7年7月9日(水) 午後1時30分～午後2時30分		
開催場所		相模原市民会館 第1中会議室		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)		
	その他	7人(オブザーバー1人、市関係課職員4人)		
	事務局	8人(市：高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会：さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他5人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		議事 1 会長の選出 2 中核機関(成年後見制度利用促進事業)における令和6年度 の取組状況について 3 中核機関(成年後見制度利用促進事業)における令和7年度 の事業計画について 4 令和6年度市民後見人養成・支援事業の取組状況について 5 令和7年度市民後見人養成・支援事業の事業計画について 6 相模原市成年後見制度に関するガイドブック及びハンドブック について 7 その他		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 会長の選出

委員の互選により、会長に安永委員、副会長に渋谷委員が選出された。

2 中核機関（成年後見制度利用促進事業）における令和6年度の取組状況について 事務局から資料1に基づき説明を行った。

3 中核機関（成年後見制度利用促進事業）における令和7年度の事業計画について 事務局から資料2に基づき説明を行った。

（安永会長）

受任調整会議について、令和5年度と比較して減少傾向にあるが、その理由について伺う。

（事務局）

令和6年度については、定期的に受任調整に関する相談はあったが、途中で取り下げなどがあったことで、受任調整会議の開催に至らなかったことが主な要因である。

（安永会長）

今後とも、受任調整会議がどのようなことを行っているかなどの周知をお願いする。困難案件については、できる限り拾っていきたいと思っているため、引き続きお願いする。

4 令和6年度市民後見人養成・支援事業の取組状況について

事務局から資料3に基づき説明を行った。

（渋谷副会長）

市民後見人を100名養成することを目標にしているところであるが、市民後見人が受任できる案件がない状況が続いている。リレー受任もそうだが、地域包括支援センターやケアマネの困り事としては、本人が在宅である状況において、本人からお金を引き出して欲しいと要望があった際に、仕方なく引き出すということが現にあるとのことであった。本来であれば、金銭の管理は、然るべき人に行ってもらいたいところである。また、施設入所の場合は、施設が利用費用を預かって支援を行っているとのこと。お金を出す人間ともらう人間が同じで、チェックが働かないことについては問題視しているとのことで、コンプライアンス的な話であるが、法的にしっかりとやっていこうとしている施設は積極的に動いている。逆にそこをやらなくて親族も管理監督ができないと業務上の横領の懸念もある。これまでは、施設の厚意で金銭管理をやっていただいたところがあるが、こうした状況は避けるべ

きであり、あってはならないことであるため、今後は、成年後見制度の利用を積極的に促していき、仮に制度が必要でない場合においてもコンプライアンス上、適切に行っていただく必要がある。

市民後見人の受任に当たっては、受任要件があるため、こうした取り組みによって直接的に増える訳ではないが、市民後見人の活用について積極的に促すことが受任を増やすための取組の一つとなると考える。

リレー受任についても検討は行うが、事例の1件目が現状発生していない状況である。こうした状況も踏まえて、施設に制度の利用を案内していくことが重要と考える。

(安永会長)

令和6年度については、市民後見人の新規受任が0件ということで課題となっている。委員が受任しているものの内、被後見人等の抱える課題が解決している案件を市民後見人にリレーするという話しが前回あったが、現状、市民後見人の受任条件を満たす案件が無い状況である。

今後、検討の必要があるものとしては、後見等開始時に市民後見人と専門職の複数で受任をした上で、課題等が落ち着いたところで単独受任に切り替えるというかたちができればよいと考える。それには、家庭裁判所の協力のもと、市民後見人が活用される仕組みづくりが必要であり、それにより市民後見人も専門職も後見活動が実施しやすくなるため、ぜひ検討いただきたい。

(事務局)

国の計画においても、司法との連携が示されていることから、市民後見人の活用について家庭裁判所と連携し、事例を積み重ねていけるよう取組を進める。

また、ケアマネや施設への周知等について、市民後見人の受任要件として、居住先が確保されているものという項目があり、施設入所の案件が市民後見人の受任に繋がりがやすい一面もあることから、今後、施設等に対して制度の利用に関する周知を図っていく。

- 5 令和7年度市民後見人養成・支援事業の事業計画について
事務局から資料4に基づき説明を行った。

- 6 相模原市成年後見制度に関するガイドブック及びハンドブックについて
事務局から資料5－1及び資料5－2に基づき説明を行った。

(安永会長)

前回から2つに分けたことで分かりやすくなった。特に後見人としては、後見人向けのものはあると助かる。他市の制度においては、ホームページを見てもよく分からないという中では、当該ハンドブックは一助になるとともに、相模原市におい

ては、成年後見人等送付先住所一括登録制度という誇れる制度もあるため、これを活用していただけると良い。

ガイドブックについて、私事で、成年後見人の相談を受けるに当たって、「成年後見人は誰になるのか」や、「後見人等の報酬」についてよく聞かれる。事案によって親族や専門職等が選任されるなど様々だが、コラムでも良いのでその点についての記述があると良い。

（玉手委員）

ガイドブックにおける（２）類型について、判断能力の表現がもう少し柔らかくなると良い。本人にガイドブックを使って説明する場合には、本人目線の表現であると、関係機関等もより利用しやすくなると考える。

また、相談窓口について、ガイドブックとハンドブックで標記の窓口の並びが違うが何か意図があるのか伺う。

（事務局）

判断能力の表現について、厚生労働省の表現にならって作成しているものであるが、本人目線の表現に修正することも可能であるため、検討させていただく。

相談窓口について、後見人においては、相談に必要性が高いものが市や中核機関であることから、その並びで標記しているところであるが、特段変える必要性も低いことから、合わせるとして検討する。

（安永会長）

判断能力の表現について、少し長くなるが、後見開始等の申立てに係る健康診断書では、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」、「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」、「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」、「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」と表現されているため、これにならうと良いと考える。

（加瀬委員）

高齢の方へ説明するに当たって、介護保険にならって説明することが多く、後見類型の場合は全介助、保佐類型の場合は中介助、補助類型の場合は見守り、それと合わせて、先ほどの健康診断書の内容を説明すると理解を得られることが多い。

（事務局）

高齢の方目線の目安として標記できるとより良いため、検討させていただく。

（加瀬委員）

費用について、シビアに捉えている方が多く、申立てが途中で止まってしまうことがある。当該ガイドブックを使用した方が関係機関としては説明がしやすくなるという点も含めて、金額に関する目安があると良い。

（事務局）

金額の目安について、ご意見のとおり記載があると良い。申立て費用については、決まった額を予納するため具体的な額が記載できる。報酬費用については、本人の財産状況等によって額が変わるが、目安として記載することはできるため検討させていただく。

(渋谷副会長)

申立書の作成代理は、弁護士と司法書士が権限を持っている。作成費用については、揃える戸籍等の状況や訪問回数、診断書作成に係る同行の有無など状況によって変わるため、具体的な金額を記載するのは難しい。

(安永会長)

申立てが止まってしまうという点で、申立てでお困りの方はというかたちで弁護士、司法書士、法テラスの相談窓口を記載しておくとうい。現ガイドブックでは、申立てに困った際の相談先が分からないため、その点に特化した記載があっても良い。

(池田委員)

報酬費用について、報酬付与申立てに当たっては、書式が変更になったことに伴い、これまでの査定内容も変わっている。そのため、具体的な額の記載がより難しくなっている。

(事務局)

報酬額の記載について、およそ20万から30万、財産や後見活動等の内容によって30万を超えることもあるなど、曖昧な表現にはなるが一定程度の目安があると市民にとっては良いと思われるため、記載内容の検討を行う。

(安永会長)

報酬の記載に当たっては、本人の資産からという点を記載しておくとうい。

(事務局)

法テラスの連絡先について、当該ガイドブック等に掲載することは可能か何う。

(安永会長)

法テラスの利用に当たっては、財産状況によって無料で利用できることもあり、市民の方にとっては良い制度である。本来は、自治体と連携して実施する制度であるため、法テラスと調整した上で掲載できるとよい。

7 その他

(事務局)

ガイドブック及びハンドブックについて、本日いただいた意見を反映させたものを作成し、市や中核機関のホームページに掲載する。作成したものは、委員の皆様

に送付させていただき、皆様におかれては各所属団体等に情報提供をお願いしたい。また、成年後見制度一括登録制度について、利用率がまだ十分でないため、改めて制度に関する資料を皆様に送付させていただき、ガイドブック等と合わせてこれについても情報提供をお願いしたい。

そのほか、本日、参考資料として、今年度の協議会の日程を添付しているため、次回協議会の日程確認をお願いする。

以 上

第 1 回相模原市権利擁護支援のための
地域連携ネットワーク協議会 委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部		出席
4	原田 和史	東京地方税理士会相模原支部		出席
5	小野澤 和美	公益社団法人神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	加瀬 剛広	社会福祉法人さがみ愛育会 大野北第2地域包括支援センター		出席